

介護サービス利用の手続き

介護の申請ができる人

加齢・病気による体力の衰えや認知症などにより、日常生活に支障をきたし介護が必要となった65歳以上（第1号被保険者）の方。

40歳から64歳（第2号被保険者）までの方は、「特定疾病」によって介護が必要となったとき。

* 特定疾病～認知症、パーキンソン病関連疾患、脳血管疾患、がん末期など16項目。

介護認定を受けるまでには

介護が必要となり、介護保険のサービスを利用するためには、「介護が必要な状態である」と認定される必要があります。

1 申請

役場福祉課で申請します。本人又は家族が行います

必要なものは・・・

①介護保険被保険者証と認印。

②かかりつけの「医療機関名」、「主治医の氏名」を控えてきてください。

2 認定調査

町職員（認定調査員）が自宅（入院中の方は病院）を訪問し、心身の状況について調査します。

3 主治医意見書

主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

※意見書は町から主治医に直接依頼します。

4 認定審査会

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護の度合い（要介護状態区分）が判定されます。

要支援		要介護				
1	2	1	2	3	4	5
介護度低い ←		→ 介護度高い				

5 結果通知

原則として申請から30日ほどで、認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。

※次回は介護サービスの利用のしかたを掲載します。

問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ

臨時福祉給付金

★平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するために、「臨時福祉給付金」を支給する予定です。

★支給対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

ただし、次の場合は対象外です。

※ご自身を扶養している方が課税されている場合

※生活保護制度の被保護者となっている場合

★給付額は、給付対象者1人につき1万円です。

（ただし、支給対象者のうち老齢基礎年金等、児童扶養手当等の一定の年金、手当等の受給者は1人につき5千円を加算）

★平成26年1月1日時点で住民登録が行われている市町村から支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金

★平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する予定です。

★支給対象者

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、かつ平成26年度の所得が児童手当の所得制限限度額未満の受給者

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

（収入額の目安）は給与収入のみで計算していますのでご注意ください。

（注）

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

○扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

★対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

* 「臨時福祉給付金」の対象となる児童

* 生活保護制度の被保護者にあたる児童

《注意点》

* 対象児童であれば、申請時に中学校を卒業している場合でも対象になります。

* 平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

★支給額は対象児童1人につき1万円です。

★平成26年1月1日時点で住民登録が行われている市町村から支給されます。

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。給付金が支給されることは決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214